

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第五章 労働組合法・労調法の施行状況

第二節 労働組合法・労働関係調整法改正の動向

全国労働委員連絡協議会の建議 エーミス労働課長は一〇月一日、第五回全国労働委員連絡協議会の席上、労働委員会の強化を中心とする労働組合法・労調法の改正を示唆したが(第一篇第四章「レッド・ページ事件は優先的に取上げよ」の項参照)、同連絡協議会でも、組合法等の改正について要旨次のような建議事項を決定し、一〇月一八日議長の中山中労委会長から労働大臣に建議した。

(一) 不当労働行為審査に関する事項

- 1、臨時委員制を設けること。
- 2、証人に対して費用を弁償すること。
- 3、審問における労働者発言の保護規定を設けること、労調法第四〇條違反における労働者の現状復帰措置を考慮すること。

4、不当労働行為の出訴期間を六カ月に限定すること。

5、証人出頭の強制権限を労働委員会に与えること。

6、偽証に制裁規定を設けること。

(二) 労働争議調整に関する事項

1、労働委員会の争議実情調査権を法律に明定すること。

2、労働委員会委員を直ちにあっ旋候補者として指名する権限を会長に与えること。

3、二以上の都道府県にわたる争議で地域的な性格をもつものについては、当事者の合意による申請で一つの地労委を選定しうるようにすること。

(三) 労働委員会の機構機能に関する事項

1、判定的職能に対する労使委員参与の程度を強化すること。

2、委員の任期を二年に延長し、半数交替制にすること。

3、神奈川、愛知、兵庫の各地労委々員の定員を増加すること。

4、事務局長以下職員的人事については会長の同意を必要とするようにすること。

(四) その他(略)

改正の要否に関する労働省の調査 エーミス課長の前記談話や労委連絡協議会の建議により、労働省は一二月に至って労働組合法等改正の調査にのり出した。すなわち一二月一〇日、労政局長の名によって全国の労働組合、使用者、学識経験者約四〇〇〇名に左記のとおり質問書および参考資料を送り年末までの回答を求めた。

質問書

労働組合法及労働関係調整法は昨年一部改正され今日に至っておりますが、これが実施の結果について各方面でいろいろの意見が述べられております。

当方においてこれらの法律改正の要否に関する意見を検討分類してみますと、概ね左記のように大別されると思います。

については、法律改正の必要があるか否か、もしあるとすれば如何なる点をどうすべきかについて貴堂の御見解を具体的におもらし下さるならば幸甚に存ずる次第であります。時間の関係もあり団体又は組合としての御意見をまとめて御返事願うというようなものではございませんから念の為申し添えます。

記

一、昨年取あえず労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正したが、実際にこれを施行してみて実情に合わないとか、解りにくいとか、規定が足りないから改正を要するという意見と強いて改正する必要はないという意見。

二、交渉単位制度を採用して公正な労働関係の確立を図るという意見と交渉単位制度は未だ熟しないから現行のままでよいという意見。

三、準司法的機能と調整的機能の合理的な運営を図るため、その実施機関の機構、機能を再検討し、改正する必要があるという意見と現行のままでよいという意見。

追て、右の意見を詳細検討してみますと別添資料のようになるとと思います。参考までに御覧下さい。なお特に御多忙ならば別添資料に印を附して御返事に代えていただいても結構でございます。

参考資料

一、「一昨年取りあえず労働組合法及び労働関係調整法の一部改正したが、実際にこれを施行してみて実情に合わないとか、解りにくいとか、規定が足りないから改正を要するという意見と強いて改正する必要はないという意見」について。

1、労働組合法第二條但書各号を労働組合の資格要件とするかどうか。

(1)但書各号の規定は、労働組合として当然のことを具体的に規定したものであり、又現実に別段弊害も認められないから現行通りでよいという意見。

(2)但書各号は、労働組合が今日程度に発達してきた段階においては組合の自主的な判断に任せるべきで法律で特に規定する必要はないから、削除すべきであるという意見。

(3)但書第一号及び第二号は、労使が協議して自主的に定めるべき事柄であるから、法律で規定する必要はなく、削除すべきであるという意見。

(4)但書第一号及び第二号は、労働組合の実情からみて厳格すぎるから、旧労働組合法但書第一号及び第二号の程度に緩和すべきであるという意見。

(5)但書第一号及第二号の文書は不明確、且つ難解であるから、もっと明確に規定すべきであるという意見。

(6)但書第一号及第二号は、第二條の規定からはずして第五條第一項との関連から労働委員会の手続に参与し、及び救済を受けるための資格要件とすべきであるという意見。

2、労働組合が労組法及び労調法に規定する手続に参加し、且つ救済を受ける場合、労働委員会による資格審査を必要とするかどうか。

(1)労働委員会がサーヴィスを与える場合に、労働組合の資格審査をすることは、民主的な労働組合の発展を図るために必要であるから、現行通りでよいという意見。

(2)労働組合の内部組織は組合の自主性に委ねるべきであって労働委員会が資格審査によって干渉することは不当であるから、資格審査は廃止すべきであるという意見。

(3)現行法のように資格審査の先行主義をとるときは、労働委員会の活動上無用の口を生ずるから、平行審査を法律上明確にすべきであるという意見。

(4)労働争議の調整は、単に当事者のためだけではなく公益上から必要な場合があること、及び労働争議の調整の事務は本来迅速に行われなければならないということ等からして、少くとも労働争議の調整については資格審査は不要であるという意見。

3、労働組合法第五条第二項の組合規約記載事項は現行通りでよいかどうか。

(1)改正組合法施行の実績からみて組合民主性の確立のため有効と認められ、又組合の自主性とのにらみ合せからみても組合資格要件としている現行法は妥当であるから、そのままよいという意見。

(2)組合規約の記載事項は、組合が自由に決定すべきであり法律で干渉することは不当であるから、全面的に削除すべきであるという意見。

(3)組合の民主性を確保するためには、第五條第二項各号の規定は、組合規約の必要記載事項とすべきであるという意見。

(4)組合規約の記載事項は、組合の民主性を保障するため最少限度に止めるべきであるから、第三号、第五号及び第九号のみにすべきであるという意見。

(5)同盟罷業とその他の争議行為とを区別する実質的理由はないから、第五條第二項第八号はすべての争議行為に適用すべきであるという意見。

4、不当労働行為に関する規定は現行通りでよいかどうか。

(1)不当労働行為制度は、実施の経験上特別の弊害も認められず、又労働委員会の取扱いも最近漸く軌道に乗ってきたのであるから、現行通りでよいという意見。

(2)労使対等の原則からして、又労働組合が使用者に対して不当な行為をすることもあることに鑑み、第二條但書第一号及第二号の規定に違反する労働組合の要求並びに組合側の団体交渉の拒否等を労働者の不当労働行為として新たに設けるべきであるという意見(但し、第二條但書第一号及び第二号は削る)。

(3)不当労働行為は使用者団体が現実に行った場合もあったから、使用者団体にも不当労働行為が成り立つように改正すべきであるという意見。

(4)不当労働行為を理由とする民事上の仮処分と労働委員会による不当労働行為事件の処理を平行して行うことは、同一事件について異なる結果を生ずることもあり、無用の混乱を惹起するから、労働委員会の審査中は、同一事件について民事訴訟を提起し

得ないこととすべきであるという意見。

(5)第七條第二号及び第三号については、現状では救済の実益を挙げ得ないから、刑罰主義をとり入れるべきであるという意見。

(6)労働関係について最も事情に通じている労働委員会の専決事項とするためアメリカにおけるワグナー法以来の不当労働行為の処理方法と同じようにすべきであるという意見。

注 ワグナー法及びタフト・ハートレイ法では、不当労働行為を違法行為とせず、全国労働関係局の命令が裁判所によって支持されたときのみ、その支持された命令違反について刑罰が課せられることになっている。

(7)不当労働行為の中労委・地労委の二審制は、無用に時間を浪費するのみであり、且つ、労働者の保護に欠けることにもなるから、一審制に改めるべきであるという意見。

(8)不当労働行為の審理に労使委員を参与させることは、利害関係人的な要素を審理の中に持ち込み、準司法的機能の性格に反することになるから、その参与を禁止すべきであるという意見。

(9)公益委員の現状からみて不当労働行為事件決定を公益委員のみに任せるときは、労使の実情を充分不当労働行為処理の決定に反映させるため三者構成で行うべきであるという意見。

(10)不当労働行為事件の処理に和解を認めると調整的な考えで処理されて不当労働行為処理の準司法的性質に反するから和解の禁止を法律上明記すべきであるという意見。

(11)不当労働行為事件の申立の期限を設けない為に、申立がいたずらに遅延し、そのため労使関係が不安定となり、又労働委員会の事務処理上も困難をきたすから一定の申立期限を設けるべきであるという意見。

5、労働協約の規定は現行通りでよいかどうか。

(1)わが国の現情からみて、労働協約に関して現行程度の規定をおくことによって労働関係の安定と合理性が確保されつつあるから、現行通りでよいという意見。

(2)労働協約は当事者が自由に定めるべきものであるから、第十六條以外の規定は不用であって削除すべきであるという意見。

(3)わが国の雇用関係の複雑性に鑑み、同種の労働者であるということを理由として同一労働協約の効力を及ぼすために無用の混乱を生じている実情であるから、第十七條及び第十八條は削除すべきであるという意見。

(5)クローズドショップ、ユニオンショップが合法的であることを明記すべきであるという意見。

(6)クローズドショップ及びユニオンショップは、労働者の団結の自由の侵害であるから、法律上明文をもって禁止すべきであるという意見。

(7)労働協約の履行を確保するための方法とそのための機関を定めるべきであるという意見。

(8)第十八條の規定を地域的な拡張適用だけでなく、一産業全体に拡張適用できるようにすべきであるという意見。

6、あっ旋・調停及び仲裁制度は現行通りでよいかどうか。

(1)昭和二十一年の労調法施行以来、労使双方がこれになじみ、而も特別の支障を感じていないから、現行通りでよいという意見。

(2)労働争議のあっ旋・調停の実情においてこれを区別することが、却って労働争議の調整を困難にしたこと及び労働争議におけるあっ旋と調停との有機的連関によって労働争議の調整が効果をあげたという実績に鑑み、法律上特にあっ旋・調停を区別すべきではないという意見。

(3)仲裁は、その性質上からみて多数の者の協議によって行うべきではなく、少数練達の士によって行うことが合理的であるから、現行の如く労働委員会の委員全員でやることは止め、少数の者をもって行うべきであるという意見。

(4)公益事業に関しては、その労働関係の不安定が国民の日常生活に与える影響の重要性に鑑み、労働関係の安定を急速にもたすため、強制仲裁制度を設けるべきであるという意見。

(5)労働委員会における仲裁制度を廃止し、労働委員会は仲裁人のあっ旋をするに止めるべきであるという意見。

7、公益事業における争議行為の制限は、現行通りでよいかどうか。

(1)労働者の基本権と公共の福祉との調和の点からみて、現行の冷却期間制度は妥当であり、法施行以来の経験からみても特に不都合はないから現行通りでよいという意見。

(2)労働者の基本権に制限を加えることは不当であるから、公益事業に関しても一切の制限を廃止すべきであるという意見。

(3)わが国国民経済の実情から考え、鉄鋼業、石炭業等の基幹産業を公益事業に追加すべきであるという意見。

(4)従来の経験に鑑みると冷却期間中は当事者は争議解決の熱意を示さず、調停によって労働争議が解決することが少なかったから、この制度を廃止し、これに代り調停期間中は争議行為を行ない得ないこととすべきであるという意見。

(5)現在の冷却期間制度は、争議行為による公衆の迷惑を有効に防止したり、労働争議を有効に解決できなかった場合が多かったから、公益上の見地よりして争議行為を制限する必要がある場合において一定機関が争議行為の制限を行ない得るインジャンクション制度を採るべきであるという意見。

二、「交渉単位制度を採用して、公正な労働関係の確立を図るという意見と交渉単位制度は未だ熟しないから現行のままでよいという意見」について。

1、交渉単位制度は、わが国においては制度そのものが未だ十分に認識されておらず、且つ、交渉単位を採ったアメリカの実情をわが国の労働組合の現状と比較検討するに、わが国の実情は、この制度を採用するには未だ熟しておらず、この採用が却って無用の紛争を生ずる虞があるから、採り入れるべきでないという意見。

2、いわゆる連合団体は、単位組合の自主性を認めすぎる結果全国組合の統制力が弱まり、労働組合の幹部の身分、ひいては、労働組合の安定性を阻害し、その結果わが国の労働関係にも不安定性をあたえるから、これをいわゆる単一組合に切りかえさせ全国組合の強化をはかり、労働関係の安定をもたらすためには法律的には交渉単位制度を採用すべきであるという意見。

(注一)アメリカにおける単位制度については、同封「交渉単位制と組合組織」を参照されたい。

(注二)なお交渉単位制度を採用するとすれば、次のようなことが附随的に生じてくるであろう。

(1)交渉単位の決定及び交渉単位の代表の選挙は、いかなる機関が行うのであるか。

(2)右(1)の事務を公共企業体労働関係法の如く労働大臣又は都道府県知事をして行わせるか。

(3)右(1)の事務を労働委員会に行わせるとすれば、労働委員会制度は現在のままでよいか。

三、「準司法的機能と調整的機能の合理的な運営を図るためその実施機関の機構、機能を再検討し、改正する必要があるという意見と現行のままでよいという意見」について。

1、昨年労働委員会制度が改正されて未だ一年有余で漸く新しい制度に慣れ、これから甘味がでようとするときに再び制度を改めることはよくないから現行通りでよいという意見。

2、委員会制度は現行通りで差支えないが、不当労働行為事件処理の迅速化を図るため、事務局職員にこれに関する必要な権限を与えることを法律上明記すべきであるという意見。

3、労働委員会の準司法的機能と調整的機能とはその本質を異にし、且つ、過去一年間の経験をみても、両機能の混同又は労働委員会の準司法的機能に対する無用の干渉があって両機能が十全に発揮されなかったことに鑑み、労働委員会制度を改正して、両機能を各々別個の機関をして行わしめるべきであるという意見。

この場合において、

(1)準司法的機能については、

イ、公益委員で構成する機関を中央及び各都道府県毎に設けて行わせるという意見。

ロ、公益委員で構成する機関を中央のみに置き、その事務局の出張所を全国の必要な箇所に設けて行わせるという意見。

ハ、公益委員を現在のような非常勤委員とせず、これを常勤制度にすべきであるという意見。

ニ、労働裁判所を設けて行わせるという意見。

(2)調整的機能については、

イ、現行通りの労働委員会で行わせるという意見。

ロ、調整的機能は、アメリカにおけるワグナー法の如く労働大臣及び都道府県知事の責任において行い、労働省及び都道府県がこれを行い、現実には練達堪能の士を調整官に任命し(人事院の制約を外す)これをして行わせるという意見。

4、わが国においては地方労働委員会で公益委員に適任の人を得られないため、労使関係の実情が無視され勝ちであるから両機能とも三者構成による労働委員会をして行わせしめるという意見。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
